

日本一の健康長寿県構想高幡地域推進協議会健康づくり推進部会設置要綱

(設置)

第1条 日本一の健康長寿県構想高幡地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）設置要綱第7条第1項の規定に基づき、日本一の健康長寿県構想高幡地域推進協議会健康づくり推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 部会は、高幡地域における住民及び勤労者の健康づくりを推進するため、その現状、問題点、対策等に関する必要な事項の検討を行うとともに、関係機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

2 部会は、地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年12月1日付け厚生省告示第374号）に基づく、地域・職域連携推進協議会の業務を併せ行うものとする。

(任務)

第3条 部会は、以下の事項について協議を行うものとする。

- (1) よさこい健康プラン21の具体的な取組の推進、進行管理に関すること。
- (2) 地域保健、職域保健における健康課題に関すること。
- (3) 健診及び保健指導の実施に関すること。
- (4) 健康づくりに関する社会資源についての情報交換、有効活用、連携及び調整に関すること。
- (5) 健康づくりに資する具体的な事業の企画、実施に関すること。
- (6) その他健康づくりに必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、推進協議会長が指名する委員及び有識者等で組織し、須崎福祉保健所長が依頼する。

2 部会が協議し、調整した事項は、推進協議会に報告するものとする。

(部会員の任期)

第5条 部会員の任期は2年以内とし、欠員が生じた場合における補欠員の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会長及び副部会長)

第6条 部会に、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。

2 部会長は、部会の会務を統括し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 部会の会議は部会長が招集する。

2 部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議は、部会長が運営進行する。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、高知県須崎福祉保健所(須崎市東古市町6-26)内に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。